

税関様式C第 5810 号

認定手続開始通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3. に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第 5810 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 (注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
 - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
 - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
 あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
 商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
 (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

税関様式C第 5810 号-1

認定手続開始通知書（輸入者用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 1 0 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記 7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるすることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所			
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号		
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項		
6. 認定手続を執る理由			
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和	年	月 日

- （注） 1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。〔注：裏面 2 及び 3 参照〕
2. 上記 7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第 6 9 条の 1 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 0 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A 4）

(税関様式C第 5810 号-1 : 裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。

税関様式C第 5811 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 （開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなたが輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 申立人の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>


[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(税関様式C第 5811 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面4.の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 貨物の積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されたと、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C第 5812 号

認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるすることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は名称 及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

(税関様式C第 5812 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人(外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。)の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
 - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
 - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
 (注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

税関様式C第 5812 号-1

認定手続開始通知書（名宛人用）

（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 不正競争差止請求権者の氏名 又は名称及び住所		
7. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
8. 認定手続を執る理由		
9. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和 年 月 日	

- (注) 1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。[注：裏面2.及び3.参照]
2. 上記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第 5812 号-1 : 裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
2. 貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、あなたの通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (2) その他、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当しないもの
4. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 不正競争差止請求権者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、不正競争差止請求権者が了承の上で切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。当該修正を希望する場合には、希望する旨及び希望する修正の内容を記載した書面を税関に提出してください。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。

税関様式C第 5813 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 （開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

あなた宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください（裏面4.参照）。期限内に当該書面の提出がない場合には、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS	
3. 差出人（氏名） （住所）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 申立人の氏名又は名称 及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
 2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧いただくか、下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>


[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

(税関様式C第 5813 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 期限までに争う旨の申出をした場合に限り、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることができる期限は、後日通知します。
3. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。
4. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
5. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなた及び表面6.の申立人は、税関に申請することにより貨物を点検することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
6. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
7. 認定手続の結果は、あなたに通知されます。
8. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。
9. 貨物が輸入してはならない貨物と認定されると、税関は当該物品を没収して廃棄することがあります。

税関様式C第 5814 号

認定手続開始通知書（権利者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記7.に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。

記	
	品 名
1. 疑義貨物	数 量
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所	
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所	
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所	
5. 知的財産の内容	
6. 認定手続を執る理由	
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日

- (注) 1. 上記7.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 上記5.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
3. 上記2.から4.までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
4. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

認定手続開始通知書 (権利者用)

(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物 (国際郵便物) に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれに該当するか否かを認定するための手続 (以下「認定手続」という。) を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、下記 7. に記載されている期限までは証拠を提出し、意見を述べることができます。なお、提出された証拠又は意見は、輸入者等に開示することがあります。

記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人 (差出人) の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 経済産業大臣認定書の記載内容	経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号	
	不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項	
6. 認定手続を執る理由		
7. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日	

(注)

- 上記 7. に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
- 認定手続中の貨物について、一定の期間内、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
- 上記 2. から 4. までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 8 項の規定により禁止されています。
- 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]: (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

税関様式C第 5815 号

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

令和 年 月 日
 開始通知 簡第 号
 （開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者等の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人（差出人）の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		

- (注) 1. 輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
2. 輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることができる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
3. 後日通知する証拠を提出し意見を述べることのできる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。
4. 上記5. の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記2. から4. までの記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の12第8項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

税関様式 C 第 5818 号

疑義貨物点検申請書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知簡第 号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いた
いので、関税法第 69 条の 13 第 4 項の規定により申請します。

(注 1) この申請書は 2 部提出してください。

(注 2) この申請書は、「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (輸入者等用・申立人用)」
の写しを添付してください。

(税関記入欄)

点検日	
場 所	
立会人	
申請者	

(規格 A 4)

税関様式C第 5819 号

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入者（名宛人）から輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限まで貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べるができる期限

令和 年 月 日

- (注) 1. 上記期限までは、あなたからの申請により貨物を点検すること及びあなたからの申請により税関が承認した場合は貨物の見本を検査することができます。また、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
2. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密（不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの）である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
3. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までは、貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので通知します。

輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合は、下記期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面 2. に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)

(税関様式C第 5820 号：裏面)

1. 本通知を受け取る前に、輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類を提出している場合は、同じ内容のものを再度提出する必要はありません。追加の内容がある場合は、書類を提出してください。
2. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1) から (5) までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください(いずれも写しで可)。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
 - イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
 - ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1) から(4) までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
 - イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書(運転免許証、社員証等)、登記事項証明書等
 - ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
 - ハ 上記(1) から(4) までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類

(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
3. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、あなたからの申請により貨物を点検することができます。
4. 表面に記載の証拠を提出し、意見を述べることができる期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また、認定手続に係る知的財産の内容が、保護対象営業秘密(不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの。以下同じ。)である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続に係る知的財産の内容が、特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密である場合は、認定手続中の貨物について、一定の期間経過後、関税法第69条の20第1項の規定により、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

税関様式 C 第 5831 号

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書
（保護対象営業秘密関係）

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨の申出及び修正内容が記載された書面の提出がありましたので、当該修正内容について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

（規格 A 4）

税関様式 C 第 5832 号

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われましたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日

（規格 A 4）

税関様式C第 5896 号

見 本 検 査 承 認 申 請 書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付開始通知簡第 号により通知のあった疑義貨物について見本の検査を行いたいので、関税法第 6 9 条の 1 6 第 1 項の規定により申請します。

1. 関税法施行令第 6 2 条の 1 6 第 1 項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由
2. 見本の数量
3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法
4. 見本の検査の前後において上記 3 に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法
5. 見本を運送する場合には、その運送の方法
6. その他参考となるべき事項

(注 1) この申請書は 2 部提出してください。

(注 2) この申請書には、「認定手続開始 (輸入者等意思確認) 通知書 (申立人用)」の写しを添付してください。

見本検査承認申請通知書

令和 年 月 日
承認申請通知第 号
(見本検査承認申請通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

令和 年 月 日付開始通知簡第 号に係る疑義貨物については、別添のとおり見本検査承認申請がありましたので、関税法第 69 条の 16 第 1 項の規定により通知します。この申請について意見がある場合は、令和 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、この申請が承認された場合に申請者に交付される見本についてその返還が不要である場合には、別紙に必要事項を記載して同日までに提出してください。

(添付書類)

見本検査承認申請書 (写) 1 部

(注) 見本検査承認申請が承認された場合、見本検査承認通知書により通知します。なお、あなたからの申請により、同見本検査承認通知書に記載された場所、日時に行われる見本の検査に立ち会うことができます。見本検査を行う際に、見本検査の申請者は税関から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、あなたと申請者との間で解決することになります。

(規格 A 4)

(別紙)

見本返還不要同意書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所
氏名又は名称

令和 年 月 日付承認申請通知第 号により通知のあった見本検査承認申請が承認された場合には、申請者に交付された見本については返還を必要とせず、申請者が処分することができる場合には、申請者が処分することに同意します。

税関様式 C 第 5928 号

特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

(注) 特許庁長官意見照会請求とは、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、特許権、実用新案権又は意匠権に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物に係る権利者(特許権者、実用新案権者、意匠権者)又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(規格 A 4)

税関様式 C 第 5953 号

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知第 号)に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定に基づき通知します。

記

延長内容

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 当初の期間末日 | 令和 年 月 日 |
| (2) 延長後の期間末日 | 令和 年 月 日 |

(注) 経済産業大臣意見照会請求とは、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、保護対象営業秘密に係る貨物についての認定手続が執られた場合に、当該貨物の不正競争差止請求権者又は当該貨物を輸入しようとする者が、一定の期間内、税関長に対し、当該貨物が不正競争防止法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かに関し、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる制度です。

上記の認定手続開始通知書に係る貨物については、本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

(規格 A 4)

税関様式 C 第 5958 号

申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（開始通知簡第 号）に係る貨物について、関税法第 69 条の 20 第 2 項の規定に基づき、申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日（通知日）を下記のとおり通知します。

記

通知日 令和 年 月 日

十日経過日 令和 年 月 日

(規格 A 4)

(税関様式 C 第 5958 号 : 裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求
十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者等の場合

(1) 関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会の請求
十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第 69 条の 20 第 1 項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

イ 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

ロ 関税法第 69 条の 17 第 5 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第 6 項に規定する特許庁長官又は経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日

(参 考)

通知日	申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して 10 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）
二十日経過日	税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合は、通知日から起算して 20 日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

* なお、上記 2. (2) ロの「10 日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。

税関事務管理人届出書
(消費税等納税管理人届出書兼用)
Notification on the appointment of the Customs Procedure Agent
(And Notification on the appointment of the Tax Agent for Consumption Tax, etc.)

令和 年 月 日
Date: _____

税関長 殿
To Director of Customs: _____

届出者
Notifier:
住所又は居所
Address: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name: _____
職業又は事業内容
Occupation or
Type of Business: _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の処理を行う場合に限る。))を定めたので、
関税法第95条第2項
国税通則法第117条第2項
の規定により、届け出ます。

In accordance with the provisions of para.2 of Article 95 of the Customs Law and para.2 of Article 117 of the Act on General Rules for National Taxes, I hereby notify the appointment of the Customs Procedure Agent (and the Tax Agent for Consumption Tax, etc. (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax, etc. imposed on cargo received from bonded areas.)) as follows.

税関事務 管理人	住所又は居所 Address	(フリガナ) (〒 -) (電話番号 Telephone Number: - -)
	氏名又は名称 Name	(フリガナ)
Customs Procedure Agent	届出者との続柄(関係) Relation to the Notifier	
	届出者と委任契約等がある場合 は、その内容 (If any) Contents of the Contract of Mandate with the Notifier	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
税関事務管理人を定めた理由 Reason for appointing the Customs Procedure Agent		
税関事務管理人に処理させる税関関係手続等 Customs procedures, etc. mandated to the Customs Procedure Agent		
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only _____ _____ _____	※受理番号 Notification Receipt Number	※受理年月日 Date of Receipt

- (注) 1. 住所又は居所の欄には、税関事務管理人が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
2. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
3. この届出書は2通提出してください。
4. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. Please fill in address of the headquarters or principal office in the column of Address, in case the Customs Procedure Agent is a corporation.
2. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
3. This Notification shall be submitted in duplicate.
4. Please leave blank the columns marked ※.

税関様式C第7510号
Customs Form C No.7510

税関事務管理人解任届出書
(消費税等納税管理人解任届出書兼用)
Notification of the dismissal of the Customs Procedure Agent
(And Notification of the dismissal of the Tax Agent for Consumption Tax, etc.)

令和 年 月 日
Date: _____

税関長 殿
To Director of Customs: _____

届出者
Notifier:
住所又は居所
Address: _____
電話番号
Telephone Number: _____
氏名又は名称
Name: _____

下記のとおり、税関事務管理人(兼消費税等納税管理人(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項の処理を行う場合に限る。))を解任したので、関税法第95条第2項 国稅通則法第117条第2項 の規定により、届け出ます。

In accordance with the provisions of para.2 of Article 95 of the Customs Law and para.2 of Article 117 of the Act on General Rules for National Taxes, I hereby notify on dismissing the Customs Procedure Agent (and the Tax Agent for Consumption Tax, etc. (This case is only limited to perform regarding to Consumption Tax, etc. imposed on cargo received from bonded areas.)) as follows.

解任した 税関事務 管理人	届出書受理番号 Notification Receipt Number:	
	住所又は居所 Address	(フリガナ) (〒 -) (電話番号 Telephone Number: - -)
	氏名又は名称 Name	(フリガナ)
Dismissed Customs Procedure Agent	届出者との続柄(関係) Relation to the Notifier	
	職業又は事業内容 Occupation or Type of Business	
	輸出入者符号 Importer/Exporter's code	
税関事務管理人を解任した理由 Reason for dismissing the Customs Procedure Agent		
参考事項 Reference		

※税関記入欄 For Customs Use Only	※受理番号 Notification Receipt Number	※受理年月日 Date of Receipt
.....		
.....		
.....		

- (注) 1. 税関事務管理人届出書(C-7500)の写しを添付する場合は、当該届出書の写しの記載内容と一致する項目は記載を省略することができます。
2. 住所又は居所の欄には、税関事務管理人が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
3. 輸出入者符号欄には、法人番号、税関発給コード又は日本輸出入者標準コードを記載してください。
4. この届出書は2通提出してください。
5. ※欄は、記載しないでください。
- Note: 1. If the copy of the Notification on the appointment of the Customs Procedure Agent (C-7500) is attached, statements of the identical items in contents to those statements of the copy may be omitted.
2. Please fill in address of the headquarters or principal office in the column of Address, in case the Customs Procedure Agent is a corporation.
3. Please fill in Corporate Number, Customs-issued code or JASTPRO code in the column of Importer/Exporter's code.
4. This Notification shall be submitted in duplicate.
5. Please leave blank the columns marked ※.